

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年7月9日掲載)

No.49	「障害者雇用促進法」の概要を述べよ。		
解答	<b>【障害者雇用促進法の目的】</b> 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図る。(法第1条)		
	事業主に對する措置	雇用義務制度	・事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数に相当する身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける。 ① 民間企業(56人以上規模):1.8% ② 国, 地方公共団体, 特殊法人等:2.1% ③ 都道府県等の教育委員会:2.0% (注1) 2006年6月時点での民間企業の実雇用率の平均は1.52%である。規模別では、1000人以上では1.69%、500~999人では1.53%、300~499人では1.48%、100~299人では1.27%、99人未満では1.46%で、いずれも平均値は未達成である。 (注2) 大企業において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社(特殊子会社)を設立した場合、企業グループでの雇用率適用を認めている。 (注3) 精神障害者(手帳所持者)については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率(実雇用率)に算定することができる。 (注4) 重度障害者を雇用した場合は、2人分として算定することになっている。
	納付金制度	納付金・調整金	・障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る。 ① 障害者雇用納付金(雇用率未達成事業主) 不足1人5万円/月徴収(常用労働者301人以上) ② 障害者雇用調整金(雇用率達成事業主) 超過1人2万7千円/月(常用労働者301人以上) ・上記のほか、300人以下の事業主については報奨金制度がある(超過1人2万1千円/月)。 ・上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対す

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

			る特殊調整金・特殊報奨金の制度がある。(在宅就業者支援制度)
		各種助成金	・障害者を雇い入れるための施設の設置, 介助者の配置等に助成金を支給する。 ① 障害者作業施設設置等助成金 ② 障害者介助等助成金 ③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 等
障害者本人に対する措置	職業リハビリテーションの実施		・地域の就労支援関係機関において, 障害者の職業生活における自立を支援する。 ① ハローワーク(全国591か所) 障害者の態様に応じた職業紹介, 職業指導, 求人開拓等 ② 地域障害者職業センター(全国47か所) 専門的な職業リハビリテーションサービスの実施(職業評価, 職業訓練, ジョブコーチ等) ③ 障害者就業・生活支援センター(全国110か所) 就業・生活両面にわたる相談・支援

(注)「問題 36 障害者数(在宅・施設)および 2005 年制定の「障害者自立支援法」のポイントを示せ。」「問題 69 精神障害者の地域生活支援(障害福祉サービス, 医療サービス, 雇用支援)の現状と問題点・課題について述べよ。」「問題 80 障害者自立支援法における就労支援事業および平均工賃(賃金)について述べよ。」を参照のこと。